

平成23年三条市議会第3回定例会請願文書表

受理番号	第 17 号	受理年月日	平成23年6月17日
件名	30人以下学級実現、義務教育費 国庫負担制度拡充を求める請願		
紹介議員	久住久俊君 高坂登志郎君 杉井 旬君 横山一雄君 小林 誠君 笹川信子君 西川哲司君		
請 願 文			
<p>【請 願 理 由】</p> <p>子供たち一人一人が大切にされ、豊かな人間関係の中で教育が行われることは保護者、地域住民、教職員共通の願いです。そのためには、教育条件整備の教育予算の確保が不可欠です。2011年度の政府予算が成立し、小学校1年生の35人以下学級を実現するために必要な標準定数法の改正法も国会において成立しました。標準定数法改正条文の附則には、小学校2年生から中学校3年生までの学級編制標準を順次改定する検討と法制上を含めた措置を講ずること、措置を講ずる際に必要な安定した財源の確保も明記されました。今後、35人以下学級の着実な実行が重要です。</p> <p>OECD(経済協力開発機構)諸国に比べ、日本は1学級当たりの児童生徒数や教員1人当たりの児童生徒数が多くなっています。一人一人の子供に丁寧な対応をするためには、1クラスの学級規模を引き下げる必要があります。文部科学省が実施した今後の学級編制及び教職員定数の在り方に関する国民からの意見募集では、約6割が小中学校の望ましい学級規模として、26人～30人を挙げています。保護者も30人以下学級を望んでいることは明らかです。</p> <p>新しい学習指導要領が本格的に始まり、授業時数や指導内容が増加しています。また、暴力行為や不登校、いじめ等生徒指導面の課題が深刻化し、障がいのある児童生徒や日本語指導など特別な支援を必要とする子供が増えています。このような中で、地方が独自に実施する少人数学級は高い評価を得ています。OECD諸国並みの教育環境を整備するために、国の財政負担と責任で学級編制標準を30人以下とすべきです。</p> <p>子供たちが全国どこに住んでいても、機会均等に一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。しかし、教育予算について、GDPに占める教育費の割合は、OECD加盟国(28カ国)の中で日本は最下位となっています。また、三位一体改革によって、義務教育費国庫負担制度の国負担割合は2分の1から3分の1に引き下げられ、自治体財政を圧迫しています。義務教育費国庫負担制度は、自治体の財政状況に左右されることなく、すべての子供たちが等しく教育を受けられるように制度化されたものであり、教育の機会均等とその水準の維持向上を図る制度として現行教育制度の重要な根幹を成して</p>			

います。この制度を堅持、拡充することは、全国的な教育水準の確保や教育の機会均等を図るために不可欠です。

将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子供たちへの教育は極めて重要です。未来への先行投資として、子供や若者の学びを切れ目なく支援し、人材育成・創出から雇用・就業の拡大につなげる必要があります。こうした観点から、2012年度の政府予算編成において次の事項が実現されるよう、関係機関に意見書を提出してくださるようお願いいたします。

【請 願 事 項】

- 1 教員が子供と向き合う時間の確保及び多様化、複雑化する教育課題へのよりきめ細やかな対応ができるよう教職員定数の計画的な改善を行うこと。具体的学級規模はOECD諸国並みの豊かな教育環境を整備するため、30人以下とすること。
- 2 教育の機会均等と水準の維持・向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに国負担割合を2分の1に復元すること。

付託委員会

総務文教常任委員会